

社会福祉法人田老和心会高齢者虐待防止のための指針

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

社会福祉法人田老和心会(以下「法人」という。)が経営する介護保険事業所(以下「事業所」という。)では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止及び予防並びに早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待防止検討委員会の組織

当法人では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「社会福祉法人田老和心会高齢者虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②構成委員

- (1) 特別養護老人ホームふれあい荘施設長(以下「施設長」という。)
- (2) 高齢者虐待防止担当者
- (3) 高齢者虐待防止責任者
- (4) その他必要に応じ委員を指名する。

③委員会の招集

- (1) 委員長は、年に2回の定例の委員会を招集します。
- (2) 委員長は、虐待事案発生時、委員長が必要と認めた時に臨時の委員会を招集します。

④委員会の役割

- (1) 虐待防止検討委員会の組織に関することの検討
- (2) 職員研修の内容の検討
- (3) 虐待等について職員が相談、報告できる体制整備の検討
- (4) 虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法の検討
- (5) 虐待等が発生した場合、発生原因等の分析、再発防止策の検討
- (6) 再発防止策の効果についての評価の検討

3 高齢者虐待防止担当者の選任

高齢者虐待防止担当者(以下「担当者」という。)は、各事業所の職員のうちから5人以内とし、理事長が指名します。

4 高齢者虐待防止責任者の選任

高齢者虐待防止責任者(以下「責任者」という。)は、施設長とします。

5 職員研修の基本方針

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ①定期研修の実施(年2回)
- ②新任職員への研修の実施(採用時)

6 虐待等発生時の対応方法

- ①虐待等が発生した場合は、その要因の速やかな除去とともに、市町村に報告します。
- ②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

7 虐待等発生時の相談・報告体制

- ①利用者及び家族並びに職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談・報告窓口は、担当者とします。
- ②事業所内で虐待が疑われる場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、事実が確認された場合は市町村に通報するとともに、委員会を開催します。

8 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

9 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付けた内容を管理者及び苦情解決責任者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は、相談者に報告します。

10 指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

11 その他虐待等の防止推進のために必要な事項

高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附 則

この指針は、令和5年12月1日から施行する。